

近世水運と松江 一幕末の松江渡海場

多久田 友秀

はじめに

「御用留 舟目代六右衛門」について（周藤家文書・島根県立図書館寄託）

- ・松江渡海場を統括した船目代の慶応元年(1865)11月から同3年(1867)末までの記録。
- ・船目代は、通名「六右衛門」を名乗り松浦家(松屋)が世襲した。
- ・別に執務時の御用留等があったようで、のちに船目代就任以降の記事を編集したものである。

→この史料を中心に、幕末の松江渡海場のようすについて概観する。

1. 「渡海場」の職務と特権

(1) 「渡海場」とは

- ①公用の人・荷物の運送を負担することで、大橋川を通行する荷物の継ぎ送りや松江近郊の村々からの荷物の積み出しを独占する特権を認められていた社会集団（「渡海仲間」）。
 - ・「渡海場」が、藩からの差紙の宛名や願書等の提出時の主体となっている。【史料④】
- ②特権を持つ渡海仲間が所在する場所。【史料②】

(2) 「渡海場」の職務（主なもの）

①禁制品の取り締まり

- ・他国出し禁制品の取り締まりのため、城下からの船積みは松江渡海船に限られていた。
 - ・元禄8年(1695)より荷物が他所船で城下から積み出される場合、渡海船持が出帆時に禁制品を改め、船頭より 1) 上銭（「船運上」）を徴収することになった。【史料①】
- 「向後自他国之船御城下ニて積荷出帆之刻嚴重ニ相改、船頭相對ニて船運上取立可申事」

②登米・廻米の輸送

- ・廻船元船までの登米輸送は渡海船で行い、廻船搭載の小舟（伝馬船）や村々の船による輸送は禁止。別途、藩からは上荷賃米が支払われた。
- 「御城下並ニ荷下内ニ而、御登米積候廻船、自分小船有之候共中荷漕堅停止ニ可仕候、多少ニよらず渡海場江可申付候事」【史料①】

③「御用船」としての人・荷物の輸送

慶応2年(1866)の御用船 【表①】

- ・合計103艘(21件)。なお、子年(1864)124艘・丑年(1865)130艘。
- ・宍道湖・中海周辺の内海水運において、藩役所の人・荷物の輸送に従事した。
- ・渡海船を主体とする輸送だが、船数が多いもの(no.1,6,21)では伝渡船も従事している。

(3) 「渡海場」の特権

①大橋川通行時の船継ぎ 【史料②】

- ・他地域の船による大橋川東西の直通は禁止。荷物を積んで通行する船は、松江渡海場の船に積み替える必要があった。渡海船は当番で運送に従事した。
- ・渡海船への積み替えが難しい場合、直通船は交渉して 2) 上銭（運賃の半分位）を当日の番船へ支払って通行した。この時、水先人として渡海船乗の者1人が乗り込んだ。
- ・水先人の乗船が難しい場合は、荷物切手を確認の上、上銭から水主1人分の費用を差し引いて、通行させた。

②「荷下」からの船積み独占

- ・松江近在には松江渡海船が排他的に船積みできる村々として「荷下」が設定されていた

「御城下一円 東ニ而意宇郡竹矢村・嶋根郡大井村迄 西ニ而秋鹿郡古曾志村之内葉浜迄・意宇郡福富村迄 右之通ニ御座候」【史料①】

- ・松江城下および「荷下」村々からの、手船・雇船による廻船への荷物の直積みは禁止。
- ・明和6年(1769)より渡海場に 3)上銭を支払って、村々からの直積みや廻船搭載の小舟による積み込みの輸送が可能になった。

【史料】「若元船小船ニ而松江渡海場之荷下夕場所ニ而直積致候節は船頭相對之上、米上銭取候様、明和六丑年御議定ニ相成申上候」(中山家文書「松江渡海場之訳」)

「上銭」(3つの意味)

- 1) 渡海場以外の舟が、松江から荷物を積み出すときに渡海場へ支払うもの(「船運上」、積荷改め強化のため元禄8年(1695)より)。
- 2) 松江で渡海船への積み替えが難しい場合、直通する船が渡海場へ支払うもの(渡海船運賃の半分位)。
- 3) 荷下の村浦から登米などの荷物を廻船へ直積みする場合、渡海場へ支払うもの(明和6年(1769)より)。

※渡海船の形態

①渡海船の費用 【表②】

- ・1艘 1080貫文(4文=100円で換算すると、現在の価格では約2,700万円。

竹内誠監修・市川寛明編『目でわかる江戸時代』小学館)

- ・渡海船には、装備品に特徴があった。:「帆」・「櫓式挺」・「屋根」

②渡海船の規模・所持者 【史料③】

- ・32～80石積程度の規模の船(約4.8～12トン積)。
- ・渡海船は、白潟の家持・家主だけでなく、借家住人で所持する者もあった。

【写真】宍道湖の帆船

→幕末期、宍道湖・中海に展開した小型帆船こそ「渡海船」であった。

2. 「渡海場」をめぐる諸関係

【表③】「渡海場」(船目代)に関係する人々(「御用留 船目代六右衛門」巻頭)

(1) 藩役人と「渡海場」の関係

① 寺社(町)奉行 → 大目代 → 船目代 / 渡海場船役人

- ・渡海場役人の役職は、寺社町奉行より任じられるものであった(身分関係)。

慶応元年 12.15 船目代六右衛門死去につき倅恒太郎が後役に就任。のち六右衛門と改名。

【史料】「覚 一、米四俵壺斗七升六合式人扶持 白潟八軒屋町恒太郎 右船目代申付右之通達之」(米4俵1斗7升6合2人扶持)

慶応2年 11.24 10月に船年寄荒布屋九助が辞職を願うが、町奉行より辞任を差し止めるようにとの指示あり

- ・船目代は御目見得が許されており、大目代より日程・場所の通知があった。

慶応2年 6.19 長州征討のため藩主が出陣することになり御目見得あり

【史料】「御殿様御出陣被為 在候ニ付御目見被仰出、則大目代より廻状ヲ以土手広原ニおみて御目見可致様、尤末次々々町黒田屋喜兵衛方へ寄合候様との事ニ付」

同 10.5 藩主上京につき津田街道にて御目見得あり(12.6 藩主帰国にて御目見得)

毎年 1.7 三の丸にて御年始御目見得あり

- ・渡海仲間には水難処理の義務があり、寺社町奉行より指示があった。

慶応元年 12.1 出雲郡御蔵入米を搭載の下庄原村茂八船が難船。

慶応2年 4.18 前才賀町仲満日雇万次郎が大橋西側より身投げ。

同 8.4 大海崎村沖合にて渡海船雇水主が帆足に刎ねられて水中へ落下。

②御舟手/廻船方 → 船目代 / 渡海場船役人

御舟手(御舟屋)

- ・舟奉行を頂点として、組織上では廻船方を含む構成になっている。
- ・御舟手から渡海場に対して、船方諸役に関する指示や処理をおこなった。

【史料】「御用・船目代六右衛門殿 小室貞助・広江権内・桂権蔵・尾原決右衛門

以手紙得御意候、然者御陣具御運送并諸御荷物賃申出之通、今日御聞届相済候間、此段御申談可有之候、以上」

- ・渡海場から御舟手役人衆に宛てて、廻米ほかの御用船の運賃米を請求し、受領した。

廻船方(広江権内)

- ・廻船方広江権内より渡海場船役人へ、御用についての手続きなどに関わる通知を行う。

【史料】「御用 船目代六右衛門殿・船年寄九助殿・船差万太郎殿 広江権内

差懸御用之儀有之、御相談申度儀有之候間、御申合御同道ニ而御越可被成候、以上」

- ・毎年、廻船方による船改めがあった。【史料③】
- ・渡海場から広江権内へ、個別の事例についての照会などをおこなう。【史料⑤】
- ・廻船方は、代々広江氏が世襲した。安政2年度「御給帳」(『雲藩職制附録』)によれば、格式は「萬役人目見不仕者」(徒以下)、切米米7石3人扶持であった。

③その他の藩役所

御札座、御手船方、御軍鑑方、馬潟御番所など

- ・馬潟番所へは、毎年4月、渡海場船役人がそろって年始挨拶に出かけた。

【史料】「(慶応2年)四月十八日、旧例之通馬潟御番所江年始挨拶ニ罷出候、諸進物之儀者旧格之通ニ而候事」

- ・船目代・渡海場船役人から各役所へ、直接の場合(御手船方、御軍鑑方)と大目代を経由する場合(御札座)があった。

(2)「渡海場」内の諸関係

①渡海場船役人(船目代・船年寄・船差)

- ・慶長16年(1611)、松江城の完成にともなって、船手を取り仕切っていた六郎右衛門が船目代が任じられた(3人扶持20石)。
- ・その後、42カ所の渡海船座が設けられて、渡海船諸御用を勤めることになった。
- ・延宝3年(1675)、船年寄・船差が設けられ、「荷下」が定められた。【史料①】
- ・渡海場船役人は白潟の住人(屋号あり)が勤めたが、船目代のみ松浦氏(松屋)が世襲した。
- ・毎年年頭に、船目代宅で渡海場番船のくじ取りを行った。

【史料】「(慶応3年)正月六日、吉例之通諸闔取船目代宅江おゐて目出度相仕舞候、尤船目代役替初闔ニ而酒式升入角樽渡海場江遣候」

②渡海場頭取・肝煎

- ・渡海船乗りの渡海仲間を取りまとめたのが渡海場頭取(6名)。それぞれ屋号あり。
- ・さらに渡海場頭取の3名が肝煎を兼勤。この筆頭が肝煎頭。
- ・渡海場頭取・肝煎は、渡海場船役人によって任じられた。

慶応2年9.12 門蔵の渡海肝煎頭就任

同 11.14 高木屋儀助の渡海場肝煎就任

【史料】「覚 高木屋儀助 右渡海場頭取并肝煎兼勤申付之候 寅十一月 船役人」

※ 渡海仲間の実態(渡海場の主張) 【史料④】

- ・渡海乗42人。うち表(店)住居16人、裏(店)住居26名。
- ・表住居の渡海乗には、町夫役としての唐船番が課されていたが免除された。
- ・唐船番の外にも夫役があり、御用船従事中にも割り当てがあるため、代人を雇う必要があり、渡海乗にとっては内外とも御用勤めとなり迷惑である。

- ・以前は雇水主を 14,5 人も雇っていたが、近年は減少して商人荷物の出船や東西番船に差し支えが生じた。
- ・御用船が申し付けられた場合は、東西番船を留め、渡海船を呼び戻して間欠けなく勤めている。

③伝渡肝煎

- ・伝渡船乗りの伝渡仲間を取りまとめたのが伝渡肝煎(4名)。いずれも屋号なし。
- ・伝渡肝煎は、渡海場船役人によって任じられた。
慶応2年1.6 喜重の伝渡肝煎再任と波戸灘締方の兼勤申し付け
- ・伝渡仲間の拠点「末次波戸場(土手波止場)」か。伝渡乗が波戸場での 1) 上銭徴収と取り締まりにあたった。

【史料】「去り(七月)十二日、末次波戸場江片匂浦之者、船四艘多人数乗組、盆中入用者之由、且石塔積入罷歸候二付、同所伝渡乗之者より聊か之上銭申受度旨申聞候得共、其儀なく乗出し候」

3. 第二次長州戦争と「渡海場」

(1) 幕府・松江藩の戦闘経緯 慶応2年(1866)

- 6.3 松江藩部隊が出陣(6.3 一番隊大野舎人、6.5 二番隊神谷兵庫)。
- 6.7 幕府軍鑑、長州藩領周防大島を砲撃。第2次長州戦争の戦闘が始まる。
- 6.17 長州軍が益田に進入。 6.19 藩主松平定安が出陣(本陣は平田)。
- 7.13-18 松江藩一番隊が長州軍に勝利するも、幕府軍大敗により浜田城が落城(7.18)。
- 8.1 小倉口の幕府軍が敗北し、孤立した小倉城が落城。
- 8.20 将軍家茂の死去(7.20)を公表。 8.21 休戦御沙汰書を出し、解兵を命じる。

(2) 「渡海場」の従軍

- ・【表①】の御用船のほかにも従軍しており、御陣具運送と兵糧米輸送などに従事した。
- 1. 石州遠征と国境配備のための 300 ~ 500 騎出陣および藩主の平田出陣にともなう、渡海船・伝渡船数百艘が参加した。
- 2. 松江城下の浜田藩主が作州に移るにあたり、家中荷物を乃木村より米子まで運送した。

(3) 鳥取藩陣払い一件 【史料⑤】

- 1) 9月下旬、庄原に布陣していた鳥取藩兵が帰国のため、武器等の荷物を積んで松江大橋上へ着船。
- 2) 庄原船頭助右衛門は、米子まで直通を要求。船目代六右衛門は、直通は認められないとしたため、渡海乗善兵衛の船に積み換えて米子へ帰国。
- 3) 数日後、再び陣払い荷物を積んだ庄原船2艘が大橋上へ着船。直通したいと船頭が申し出たため、船目代より廻船方広江権内へ届け出る。
- 4) 広江からは、「一向因州御陣払御用にても構いこれなく、積み替え申すべし」との指示。
- 5) 鳥取藩役人は承知せず、仕方なく水先人を手配して、伊勢宮川あたりで乗船しようとしたところ、上乘役人より「弥々罷越候ならば、川下え相下り切り捨てに致し遣わし候」とおどされたため、水先人は恐れ入って退散。
- 6) 訴え出たが廻船方の指示で不問に付すことになった。後日、上銭が支払われたという。

おわりに

次回のお知らせ

第4回 松江市史講座 10月29日(土)

長谷川博史氏 「中世水運と松江」